

新潟県社会的養育推進計画（案）について

1 計画策定の趣旨（計画案 1頁）

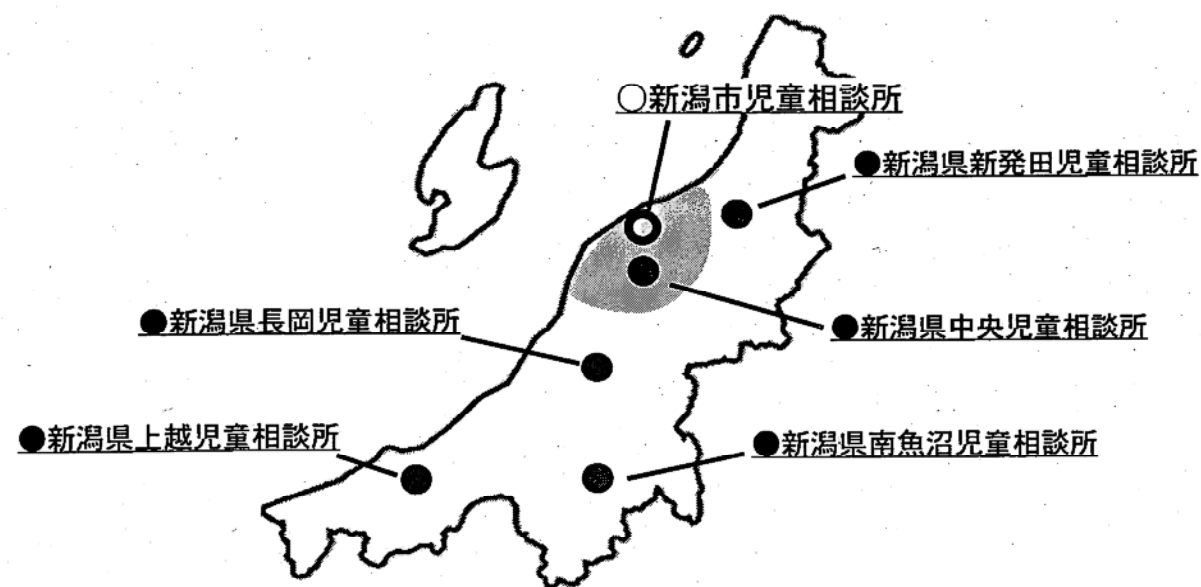
○平成28年児童福祉法の改正と国の「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月）

- ・子どもが権利の主体であることの明確化
- ・家庭養育の優先の理念を規定
- ・家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実

○都道府県社会的養育推進計画の策定

- ・都道府県は「社会的養育推進計画」を2019年度末までに策定すること（「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（平成30年7月））
- ・新潟県と新潟市では、自治体の区域を越えて、施設入所等の措置が行われていることから、県と市一体として計画を策定した

※社会的養護とは、保護者のない児童、保護者に監護させることができない児童を公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家族への支援を行うこと



2 計画の期間

○令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）まで10年間

〔 令和2年度から6年度を前期、7年度から11年度を後期として策定
必要に応じて計画を見直す 〕

3 パブリックコメント実施期間

○令和2年2月20日から令和2年3月6日まで

4 計画の基本理念（計画案 3頁）

「すべての子どもが権利の主体として尊重され、将来の自立に向けて夢と希望を持ち、家庭的な環境で健やかに育まれる地域社会の実現」

5 各論（4つの柱）

1 「社会的養護のニーズの全体像（見込み数）及び目指す姿」（計画案 11頁～）

代替養育を必要とする子どもの数の見込みの算出結果や、その結果を踏まえた施策の方向性などを記載

2 「子どもの権利擁護」（計画案 14頁～）

措置された子どもや一時保護された子どもの最善の利益と、権利擁護に配慮した取り組みが求められており、本県・本市の取り組みや実際の措置児童へのアンケートを行った結果を基に検討された施策の方向性などを記載

3 「社会的養育の各分野」（計画案 17頁～）

各分野として(1)地域における社会的養育推進のための取組支援、(2)里親委託の推進、(3)施設の小規模化・地域分散化、多機能化、高機能化の取組への支援、(4)社会的養護下で育つ子どもの自立支援、(5)一時保護改革、の5つについて、それぞれの現状、課題、施策などを記載

4 「児童相談所の体制強化」（計画案 31頁～）

児童虐待相談対応件数をはじめとする相談件数の増加に対して、児童福祉司、児童心理司などの必要な人員の確保、複雑困難化する相談ニーズに合わせた専門性の向上など、人員面での課題、施設・設備面での課題、関係機関との連携強化、支援体制などを記載

6 指標（計画案 33頁）

○7項目についての指標を記載（詳細は計画案を参照願います）

	目標値
・子どもの権利擁護	上昇させる
・地域における社会的養育推進のための取組支援	全市町村
・里親委託の推進	国目標以上
・施設の小規模・地域分散化、高機能化、多機能化の取組への支援	7施設
・社会的養護下で育つ子どもの自立支援	上昇させる
・一時保護改革	全一時保護所
・児童相談所の体制強化	国基準

(案)

新潟県社会的養育推進計画

令和2年 月

新潟県
新潟市

目次

第1章 総論

1 計画策定の趣旨	・・・1
2 計画の位置づけ	・・・2
3 計画の期間	・・・3
4 計画の基本理念	・・・3
5 新潟県の社会的養育の現状	・・・4
6 新潟県家庭的養護推進計画の進捗	・・・10

第2章 各論

1 社会的養護のニーズの全体像（見込み数）及び目指す姿	・・・11
2 子どもの権利擁護	・・・14
3 社会的養育の各分野	
(1) 地域における社会的養育推進のための取組支援	・・・17
(2) 里親委託の推進	・・・19
(3) 施設の小規模化・地域分散化、多機能化、高機能化の取組への支援	・・・22
(4) 社会的養護下で育つ子どもの自立支援	・・・26
(5) 一時保護改革	・・・28
4 児童相談所の体制強化	・・・31

第3章 指標

・・・33

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

(1) 経緯

①「家庭的養護推進計画」の策定

- ・平成23年7月、厚生労働省に設置された検討会がとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」においては、社会的養護が社会や子どものニーズの変化に追いついていないことを指摘し、社会的養護の基本的方向として、①家庭的養護の推進、②専門的ケアの充実、③自立支援の充実、④家族支援、地域支援の充実を示しました。
- ・このうち、家庭的養護の推進と地域分散化の将来像として、「本体施設：グループホーム：里親・ファミリーホーム」の割合を、それぞれ3分の1ずつとすることを示しました。
- ・「将来像」を踏まえて、厚生労働省は平成24年に、各施設が小規模化、地域分散化に取り組むための「家庭的養護推進計画」を定めること、都道府県はそれを踏まえて「都道府県推進計画」を定めることを求める通知を発出しました。
- ・本県においては、平成28年3月に、「新潟県における社会的養護の充実に向けて」（新潟県家庭的養護推進計画）を策定しました。

②平成28年児童福祉法改正と「社会的養育ビジョン」

- ・平成28年の児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定しました。
- ・この改正法の理念を具体化するため、厚生労働省に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が設置され、平成29年8月に「新しい社会的養育ビジョン」（以下本章において「ビジョン」という）が示されました。

③都道府県社会的養育推進計画の策定要領

- ・国は都道府県に対し、「都道府県推進計画」を全面的に見直し、ビジョンを踏まえた「都道府県社会的養育推進計画」を2019年度末までに策定するように求め、平成30年7月、策定要領を通知として発出しました。

(2) 計画策定の趣旨

- ・前述のとおり、本県では、平成24年度の厚生労働省の通知を受けて、「本県における家庭的養護を推進し、もって要保護児童等への社会的養護体制の一層の充実を図ること」を目的として、平成28年3月に、「新潟県における社会的養護の充実に向けて」（新潟県家庭的養護推進計画）を策定しました。
なお、新潟県と政令市である新潟市との間では、自治体の区域を越えて施設入所等の措置が行われていることから、一体として計画を策定しています。
- ・「新潟県家庭的養護推進計画」においては、社会的養護の全体数としては、供給が需要を上回る見込みとなり、また、「本体施設：グループホーム：里親・ファミリーホーム」のうち、「里親・ファミリーホーム」については、計画策定時にすでに1/3を超える割合となっていました。

- ・一方、本県の社会的養護の課題として、「入所児童の質の変化」「自立支援への需要の高まり」「小規模化における職員の質の維持や施設全体の組織運営体制の維持」「里親制度の普及啓発」「地域の支援の強化」（要保護児童等の早期発見・早期予防、要保護児童対策地域協議会の機能強化、県機関相互の連携強化等）などを掲げています。また、里親等委託率は比較的高いとはいえ、需要見込みに比べて、措置児童数の見込みでは施設養護の割合が高い状況に留まるなど、社会的養護の受け皿としての里親の開拓や養育への支援にも課題がある状況でした。
 - ・「新潟県家庭的養護推進計画」の策定から4年が経過し、里親等委託率は2029年度の見込み数である55.6%に対し、平成31年3月末時点で44.8%となるなど、数字上は順調に推移している反面、多様化・困難化する子どものニーズへの対応、施設のケア単位の小規模化や地域分散化、里親養育を支援する仕組みの構築などは十分であるとは言えません。
- また、平成28年の児童福祉法で示された子どもを権利の主体とする考え方、家庭養育優先の原則及びそれらを具現化するために示された「ビジョン」の内容に、本県としても対応していく必要があります。
- ・このため、「新潟県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し、本県全体で社会的養育の充実が図られるよう取組を進めるため、「新潟県社会的養育推進計画」を策定します。

※「家庭的養護推進計画」においては、里親等委託率等の数値は全て、県と新潟市の合計となっています。

2 計画の位置づけ

- ・「新しい社会的養育ビジョン」と「都道府県社会的養育推進計画策定要領」を踏まえ、かつ本県の実情を勘案したものとします。
- ・「新潟県家庭的養護推進計画」と同様に、新潟県と政令市である新潟市は一体として計画を策定します。
- ・地域における在宅での支援から代替養育の提供や自立に向けた支援、養子縁組の活用など、社会的養育について、一体的かつ全体的な視点をもった内容とします。
- ・本県の最上位計画である「新潟県総合計画」及び「新潟県子ども・子育て支援計画」の内容と整合を取るものとします。
- ・新潟市においては、最上位計画である「新潟市総合計画」及び「新潟市子ども・子育て支援事業計画」の内容と整合を取るものとします。

なお、関連する県及び新潟市の他の計画との整合を図るとともに、施策の実施に当たっては連携を強化します。

【新潟県：関連する計画】

「新潟県健康福祉ビジョン」「新潟県子どもの貧困対策推進計画」
 「新潟県ひとり親家庭等支援計画」「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」
 「新潟県障害者計画」「新潟県障害福祉計画」

【新潟市：関連する計画】

「新潟市地域福祉計画」「新潟市子どもの貧困対策推進計画」

「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」

「新潟市障がい児福祉計画・障がい福祉計画」

※本計画において、「県」は「新潟県」を市町村は新潟市を除いた 29 市町村を指し、新潟市については、「県」を「新潟市」に、市町村を「各区」に読み替えるものとします。

3 計画の期間

令和 2（2020）年度から令和 11（2029）年度までの 10 年間とし、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度を前期、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度を後期として策定します。

なお、計画の進捗状況を毎年度検証するとともに、必要に応じて計画を見直すこととします。

4 計画の基本理念

本計画の基本理念は以下のとおりとします。

全ての子どもが権利の主体として尊重され、将来の自立に向けて夢と希望を持ち、家庭的な環境で健やかに育まれる地域社会の実現

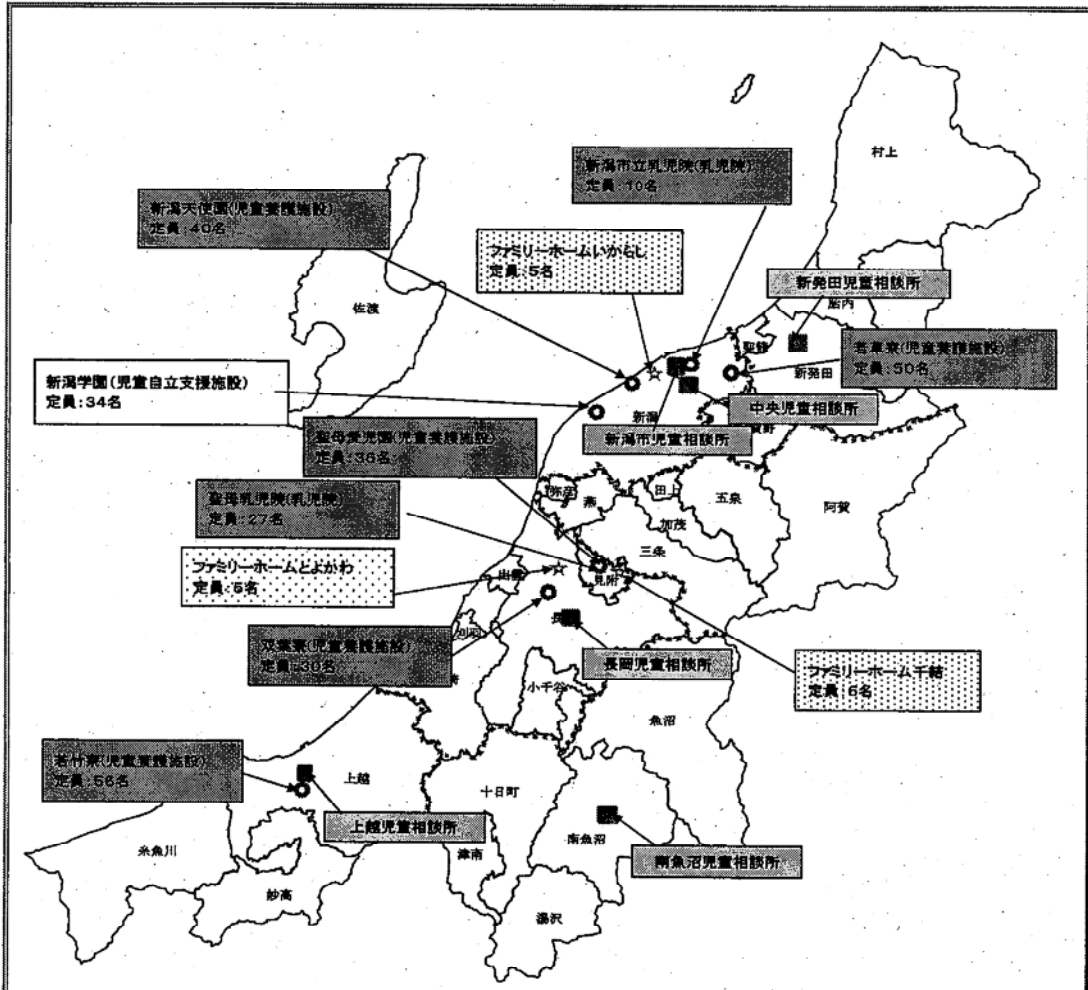
※「社会的養護」と「社会的養育」

保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うことを「社会的養護」または「社会的養育」といいますが、本計画においては、里親委託や児童養護施設入所など、子どもを元の家庭から離して公的な制度によって代替養育を行うことを「社会的養護」といい、代替養育のほか、地域の子育て支援なども含めて、社会全体で保護・養育することを「社会的養育」ということとします。

5 新潟県の社会的養育の現状

(1) 新潟県における社会的養護の施設や里親の状況

① 社会的養育関係施設数と定員、県内の配置状況



【施設種別】

種別	名称	定員	所在地	種別	名称	定員	所在地
■ 児童相談所 (6)	中央児童相談所	30(一時保護所)	新潟市	児童自立支援施設(1)	新潟学園	34	新潟市
	新発田児童相談所		新発田市		自立援助ホーム (2)	たいむ	6
	長岡児童相談所	8(一時保護所)	長岡市	ぼると		5	新潟市
	南魚沼児童相談所		南魚沼市	★小規模住居型 児童養育事業 (3)	ファミリーホームいからし	5	新潟市
	上越児童相談所	12(一時保護所)	上越市		ファミリーホームよかわ	5	長岡市
	*新潟市児童相談所	23(一時保護所)	新潟市		ファミリーホーム千結	6	見附市
○ 児童養護施設 (5)	若草寮	50	新潟市	母子生活 支援施設 (4) **	ふじみ荘	18	新潟市
	新潟天使園	40	新潟市		さつき荘	18	新潟市
	聖母愛児園	36	見附市		みこころ荘	20	上越市
	双葉寮	30	長岡市		ほおずき荘	6	佐渡市
	若竹寮	56	上越市				
○ 乳児院 (2)	新潟市立乳児院	10	新潟市				
	聖母乳児院	27	見附市				

*新潟市児童相談所は、県とは別に新潟市が独自に設置・運営している
**母子生活支援施設の定員は「世帯数」

【参考】障害児入所施設（令和元年8月現在）

種別	名称	定員	主たる対象	所在地	種別	名称	定員	主たる対象	所在地
福祉型 障害児 入所施設	中井さくら園	5	知的	新発田市	医療型障害児 入所施設	はまぐみ小児療育センター	50	肢体	新潟市
	ふなおか学園	25	知的	五泉市		長岡療育園	140※	重心	長岡市
	まごころ学園	15	知的	見附市	指定発達支援 医療機関	独立行政法人国立病院機構 西新潟中央病院	120※	重心	新潟市
	コロナーにいがた白岩の里(児童部)	25	知的	長岡市		独立行政法人国立病院機構 新潟病院	15	肢体	柏崎市
	さざなみ学園	20	知的	柏崎市		新潟病院	80※	重心	
	魚沼学園	20	知的	魚沼市		独立行政法人国立病院機構 さいがた医療センター	80※	重心	上越市
	にしき園	10	知的	妙高市					
	新星学園	20	知的	佐渡市					

※療養介護との共通定員

②地域小規模と小規模分園の定員数 (H31.4 現在)

地域小規模の定員 a	分園型GHの定員 b	aとbの合計	a+bの施設定員全体に占める割合
10人	30人	40人	18.5%

*新潟県調べ

③登録里親数 (H31.3.31 現在)

単位：世帯

	新潟県	新潟市	計
	登録数	登録数	登録数
養育里親	141	72	213
専門里親	10	1	11
親族里親	13	4	17
養子縁組里親	80	45	125
実世帯数	163	81	244

*福祉行政報告例第56表及び新潟県調べによる
*重複登録があるため、各里親登録数の合計は実世帯数とならない

(2) 児童養護施設、乳児院等への入所児童数及び里親、ファミリーホームへの委託児童数の推移

①児童養護施設＋乳児院の入所児童数の推移

単位：人

	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末
県	116	117	129	119	129
新潟市	73	61	45	37	41
計	189	178	174	156	170

*福祉行政報告例第50表による

②里親＋ファミリーホーム委託児童数の推移

単位：人

	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末
県	82	86	81	86	86
新潟市	40	42	47	50	52
計	122	128	128	136	138

*福祉行政報告例第57表による

③里親等委託率の推移

単位：%

	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末
県	41.4	42.4	38.6	42.0	40.0
新潟市	35.4	40.8	51.1	57.5	55.9
計	39.2	41.8	42.4	46.6	44.8

*上記①及び②による

④年齢区分別里親等委託率 (R1. 12. 1 現在)

	0～3歳未満	3歳～就学前	小学生	中学生	高校生以上	(学童期全体)	計
県	20.8	32.1	35.5	41.1	41.4	39.4	36.7
新潟市	61.5	100.0	57.9	47.8	52.4	53.7	57.8
新潟県全体	25.0	43.5	37.2	43.2	35.6	38.5	37.9

*新潟県調べ

⑤その他の社会的養護に係る施設の入所状況 (R1. 12. 1 現在)

ア 児童自立支援施設

県	12
新潟市	2
計	14

*県内の施設への措置入所人数 新潟県調べ

イ 障害児入所施設

県	87
新潟市	33
計	120

*県内の施設への入所人数 新潟県調べ

ウ 母子生活支援施設

29市町村	18
新潟市8区	7
計	25

*県内施設の利用世帯数 新潟県調べ

(3) 児童相談所の概況及び相談対応件数等

①所管地域及び所管人口等

	名称	所管	所管人口	一時保護所 定員
県	中央児童相談所	三条市、加茂市、燕市、五泉市、佐渡市、 田上町、阿賀町、弥彦村	347,564	30
	新発田児童相談所	新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市、 聖籠町、関川村、粟島浦村	254,908	
	長岡児童相談所	長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、出 雲崎町、刈羽村	448,375	8
	南魚沼児童相談所	十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、 津南町	168,912	
	上越児童相談所	上越市、糸魚川市、妙高市	274,348	12
新潟市	新潟市児童相談所	新潟市	810,157	23

人口はH27年国勢調査による

②相談種別対応件数、施設入所（里親委託）件数の推移

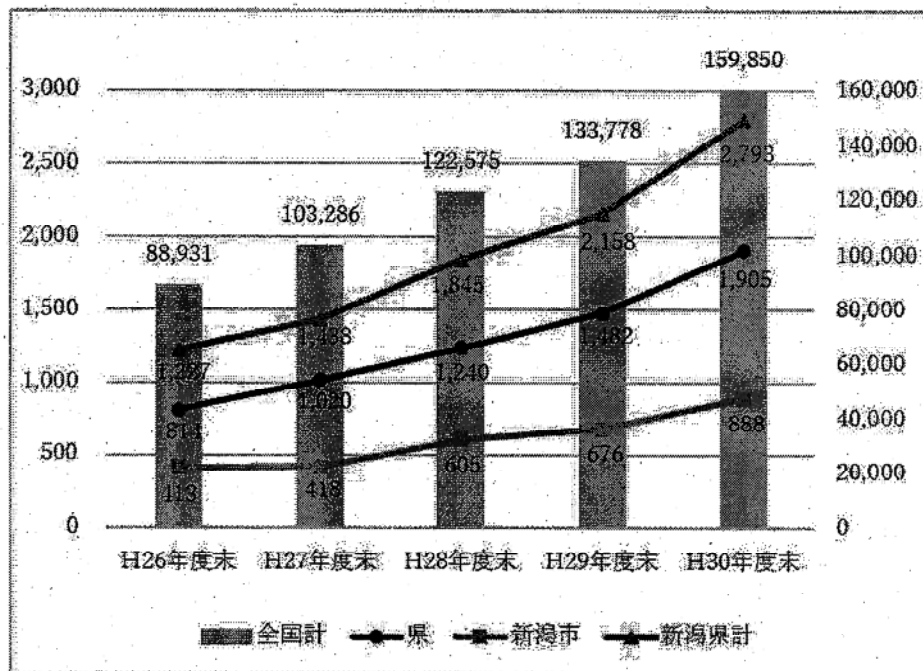
単位：件

	H26 年度末			H27 年度末			H28 年度末			H29 年度末			H30 年度末		
	県	市	計	県	市	計	県	市	計	県	市	計	県	市	計
養護相談	2,022	1,048	3,070	2,614	1,110	3,724	3,028	1,390	4,418	3,519	1,473	4,992	4,052	1,872	5,924
保健相談	14	11	25	9	10	19	5	17	22	1	14	15	8	16	24
障害相談	1,351	821	2,172	1,435	878	2,313	1,435	887	2,322	1,519	1,012	2,531	1,429	931	2,360
非行相談	89	145	234	99	139	238	79	187	266	70	147	217	118	133	251
育成相談	396	579	975	347	535	882	339	589	928	249	544	793	326	516	842
その他	71	138	209	190	114	304	92	124	216	100	98	198	131	68	199
計	3,943	2,742	6,685	4,694	2,786	7,480	4,978	3,194	8,172	5,458	3,288	8,746	6,508	4,185	10,693
児童福祉施設入所	70	32	102	79	25	104	56	21	77	75	20	95	91	22	113
里親委託	11	8	19	15	6	21	8	10	18	14	13	27	12	9	21

*福祉行政報告例第 45 表による

③児童虐待相談対応件数の推移

単位：件



*福祉行政報告例第 49 表による

④一時保護関係

・一時保護件数（児相別、所内/委託別）推移

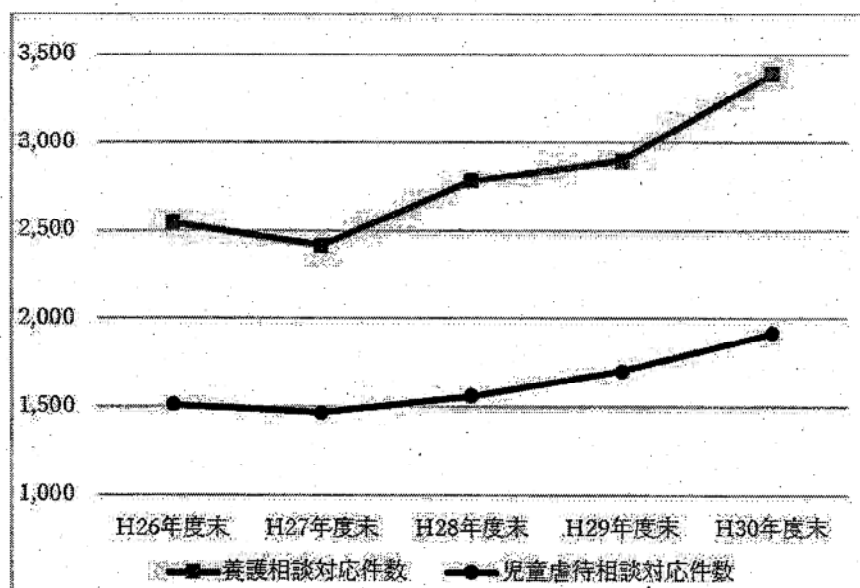
			H26	H27	H28	H29	H30
対応件数（件）	所内保護	県	219	232	203	251	304
		新潟市	146	155	186	209	249
	一時保護委託	県	122	104	84	126	143
		新潟市	35	39	60	51	52
延べ日数（日）	所内保護	県	4,270	4,967	4,858	6,059	6,165
		新潟市	3,734	3,514	3,428	4,177	5,102
	一時保護委託	県	2,498	2,712	2,486	3,072	2,755
		新潟市	830	1,108	1,564	1,291	1,150
1件あたり平均保護日数（日）	所内保護	県	19.5	21.4	23.9	24.1	20.3
		新潟市	25.6	22.7	18.4	20.0	20.5
	一時保護委託	県	20.5	26.1	29.6	24.4	19.3
		新潟市	23.7	28.4	26.1	25.3	22.1
一時保護全体のうち児童虐待相談の割合（%）	県	54.3	60.7	58.9	62.3	62.6	
	新潟市	34.8	32.5	39.8	55.8	55.1	
一時保護終了後に施設入所や里親委託になった児童の割合（%）	県	16.7	17.0	21.3	13.3	10.7	
	新潟市	12.7	10.8	11.4	9.2	8.6	
一時保護終了後に帰宅した児童の割合（%）	県	59.5	58.0	54.0	63.9	62.4	
	新潟市	83.4	80.4	77.6	73.9	72.4	

*福祉行政報告例第47表による

(4) 地域における支援体制の現状

①30市町村（新潟市含む）における養護相談対応件数・児童虐待相談対応件数推移

単位：件



*福祉行政報告例第49表の2による 新潟市においては各区で受け付けた件数

②市町村における社会的養育関連事業等の実施状況

R1.9 新潟県調べ（新潟市含む 30 市町村への調査結果）

○要保護児童対策地域協議会

- ・設置市町村数：30

○市町村子ども家庭総合支援拠点

- ・設置市町村数：10
- ・設置に向けた課題（数字は回答市町村数；複数回答）
 - 職員配置基準：14
 - 設備基準：5
 - その他：6

○子育て世代包括支援センター

- ・設置市町村数：15
- ・設置に向けた課題（数字は回答市町村数；複数回答）
 - 職員配置基準：5
 - その他：7

○子育て短期支援事業

- ・ショートステイ事業実施市町村数：2
- ・トワイライトステイ事業実施市町村数：0
- ・実施に向けた課題（数字は回答市町村数；複数回答）
 - 実施する施設についての課題：15
 - ニーズの把握についての課題：9
 - 人員：6
 - 財源の課題：3

○母子生活支援施設

- ・H26年度からH30年度の5年間で母子生活支援施設を利用したことがある市町村数：16
- ・利用上の課題（数字は回答市町村数；複数回答）
 - 関係部署との連携：5
 - 支援上の課題：5
 - 施設数が少なく遠方：4
 - 入退所の基準：3
 - 予算の確保：2

6 新潟県家庭的養護推進計画の進捗

(1) 新潟県家庭的養護推進計画策定時の状況及び見込み数と現状

年度	施設等種別	本体施設	本体施設 (小規模)	グループ ホーム	施設養護 計(①)	里親・ファミ ーホーム(②)	計 ①+②
H27 (H28.2)	定員(人)	201	15	22	238	127	365
	割合	55.1%	4.1%	6.0%	—	34.8%	100.0%
	措置児童数	179	12	22	213	127	340
	割合	52.6%	3.5%	6.5%	—	37.4%	100.0%
R11	定員(人)	41	148	50	239	157	396
	割合	11.2%	37.4%	12.6%	—	34.7%	100.0%
	措置児童数	164			164	205	369
	割合	44.4%			—	55.6%	100.0%

R1 (R1.9)	定員(人)	176	10	30	216	144	360
	割合	48.9%	2.8%	8.3%	—	40.0%	100.0%
	措置児童数	153	8	28	189	144	333
	割合	46.0%	2.4%	8.4%	—	43.2%	100.0%

(2) 需要と供給量の現状について

需要は計画策定時から概ね変わりません。

施設養護の中での小規模施設・グループホームの定員数は微増し、本体施設の定員の割合が少なくなっています。

(3) 里親等委託率の現状について

H27年度に比べて5.8%増加しています。

第2章 各論

1 社会的養護のニーズの全体像（見込み数）及び目指す姿

本計画を策定するにあたり、代替養育を必要とする子どもの数（社会的養護のニーズ）の見込みを記載することとなっています。

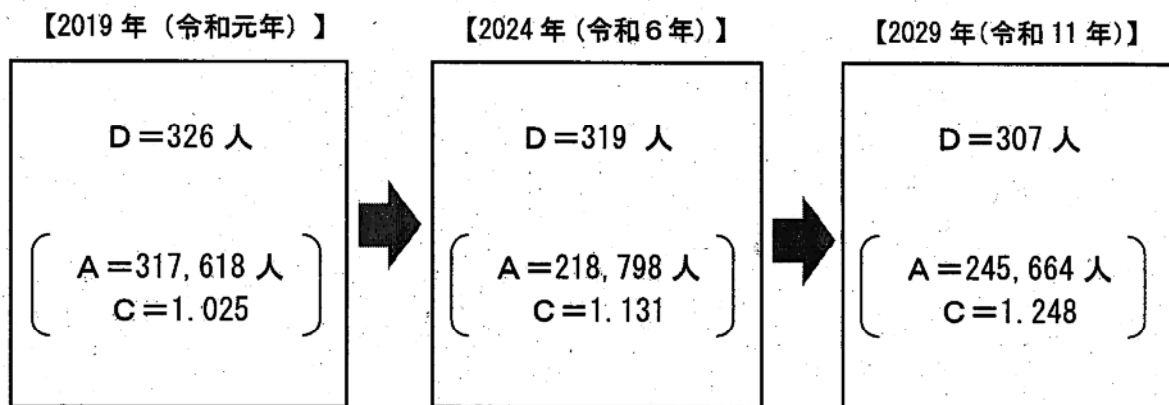
ニーズを見込むことで、必要なサービスの整備や充実の目途となります。

【現状】

(1) 社会的養護のニーズの現状と見込み数

- ・ 児童相談所の相談対応件数は増加が続いています。
- ・ 社会的養護が必要な子どもの数は概ね横ばいで推移していますが、児童人口に占める割合が増えています。
- ・ 一方で、児童人口は減少しています。
- ・ 以上を踏まえ、下記のように推計すると、社会的養護を必要とする子ども数は現状と大きく変わらないことが見込まれます。

社会的養護のニーズの見込み数



D：社会的養護のニーズの見込み数（ $A \times C / 1000$ ）

A：児童人口の推計

C：児童人口1,000人あたりのBの割合の推計値

B：乳児院・児童養護施設の入所児童数＋里親委託児童数＋潜在ニーズ数

* 上記数値は県と市の合計

(ニーズ算出方法)

児童人口

- ・新潟県推計人口のうち、18歳未満のもの（各年4月1日時点）

児童人口の推計数：(A)

- ・2019年までの県統計をもとに、2009年からの5年ごとの児童人口の減少率の平均を算出し、その平均と同率で減少し続けると仮定。
- ・この仮定を用いて、2024年（令和6年）、2029年（令和11年）の児童人口を推計。

社会的養護が必要な子どもの数：(B) = B1 + B2

- ・B1：「乳児院と児童養護施設の入所児童数＋里親委託児童数」
- ・B2：潜在ニーズ数

新潟県内の児童相談所のケースにおいて、社会的養護の利用可能性があったケース数の推計。

平成28年から平成30年までの3年間の児童相談所が把握したケース数の平均値から過去の潜在ニーズ数を推計。

児童人口に占める社会的養護のニーズの割合の推計数：(C)

- ・児童人口に占めるB1 + B2の割合を平成20年度から5年ごとに算出し、その増加率の平均と同率で増加し続けると仮定し、令和6年度と及び令和11年度の児童人口における「社会的養護が必要な子どもの数」の割合を推計。

社会的養護のニーズの見込み数 (D)

- ・(A) × (C) / 1000

(2) 国の策定要領に示された里親等委託率の数値目標と新潟県の現状

- ・国は里親等委託率の数値目標について、「概ね7年以内（3歳未満は5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」としています。
- ・新潟県全体の里親等委託率は44.8%です（新潟県：40.0%、新潟市：55.9%）（平成31年3月末現在）。
- ・新潟県全体の年齢区分別里親等委託率は3歳未満が25.0%（新潟県：20.8%、新潟市：61.5%）、3歳から就学前が43.5%（新潟県：32.1%、新潟市：100%）、学童期以降が38.5%（新潟県：39.4%、新潟市：53.7%）となっています（令和元年12月末現在）。

(3) 一時保護件数の見込み

- ・第1章総論の3「新潟県の社会的養育の現状」のとおり、国における虐待防止対策の強化などを受けて虐待相談対応件数とともに増加傾向にあります。

【課題】

- ・社会的養護のニーズの全体数に近年大きな変化はなく、受け皿の総量は現状では足りています。しかし、年齢別の社会的養護のニーズの受け皿や、地域ごとのサービスのバランスに課題があります。
- ・里親等委託を推進するためには里親数を増やす取組や未委託里親への支援が必要です。
- ・虐待相談対応件数や一時保護件数が増加傾向にあることから、社会的養護のニーズの推移については注視していく必要があります。

【施策の方向性・展開】

- ・家庭養育の原則を基本とした上で、代替養育が必要な子どもや一時保護の受け皿が不足しないよう、調査や適正な定員の検討を行い、必要な里親や施設定員の確保に努めます。
- ・全体のニーズが計画策定時の想定より多くなる事態が生じたときは、家庭養育を優先して里親制度の普及啓発やリクルート活動を行い、里親登録者数を増やすとともに、未委託里親への相談支援や研修の実施を行いながら里親委託を推進します。
- ・県及び市は里親委託を推進するとともに、多様な子どものニーズに対応できるよう、施設の小規模かつ地域分散化、多機能化、高機能化への取組を支援します。
- ・専門的な知識や技術を有する施設職員や里親を増やすため、研修等を行います。

2 子どもの権利擁護

平成 28 年の児童福祉法改正で、子どもが権利の主体であることが明確化されました。また、「新しい社会的養育ビジョン」において、代替養育における子どもの意見表明権の保障が重要であるとされており、社会的養育においても、措置された子どもや一時保護された子どもの最善の利益と、権利擁護に配慮した取り組みが求められています。

【現状と課題】

(1) 本県の取り組み

- ・里親委託や施設入所の措置となる子どもに対し、児童相談所が「権利ノート」を配布し、意見表明できる場があることなど説明しています。
- ・各児童養護施設において、意見箱の設置や第三者委員会を設置するなど、子どもの権利擁護に配慮した取組をしています。

(2) 子どもへのアンケート

- ・子どもの権利擁護の観点から、適切な意見表明等ができているかなどについて把握するため、里親委託中及び児童養護施設入所中の子どもを対象にアンケート調査を実施しました。

(アンケート調査抜粋)

(R1.10 里親委託中及び児童養護施設入所中の子どものうち、中学2年生及び高校2年生を対象に実施)

里親委託の子ども

中2			高2		
配布数	回答数	回収率 (%)	配布数	回答数	回収率 (%)
4	2	50	5	2	40

質問 里親さんの家での生活で「嫌だな」「困ったな」と思ったときに、里親さん以外の大人にも相談することができます。相談する方法として知っているものがあれば教えてください。

		回答数	%
1	児童相談所職員	3人	75%
2	学校の先生	3人	75%
3	権利ノート	2人	50%
5	電話相談	1人	25%
6	そのほか	1人	25%
7	知っているものがない	1人	25%

(N=4 重複あるため、%の合計は100にならない)

質問 里親さんの家での生活の中で、あなたの考えや意見を聞いてもらえる時間や機会がありますか。

	回答数	%
1 聞いてもらえる決まった時間や機会がある	1人	25%
2 決まった時間や機会はないが、里親さんから聞いてくれるときがある	0人	0%
3 決まった時間や機会はないが、自分から里親さんに言えば聞いてもらえる	3人	75%
4 決まった時間や機会はなく、自分から里親さんに声をかけても聞いてくれない	0人	0%
5 その他	0人	0%

施設入所の子ども

中学2年			高校2年		
配布数	回答数	回収率 (%)	配布数	回答数	回収率 (%)
14	13	93	19	16	84

質問 施設での生活で「嫌だな」「困ったな」と思ったときに、施設の外の大人にも相談することができます。相談する方法として知っているものがあれば教えてください。

	回答数	%
1 児童相談所職員	21人	80%
2 学校の先生	21人	80%
3 権利ノート	2人	8%
4 第三者委員会	1人	4%
5 電話相談	1人	4%
6 そのほか	1人	4%
7 知っているものがない	1人	4%

(N=26 重複あるため、%の合計は100にならない)

質問 施設の生活の中で、あなたの考えや意見を聞いてもらえる時間や機会がありますか。

	回答数	%
1 聞いてもらえる決まった時間や機会がある	3人	12%
2 決まった時間や機会はないが、施設職員から聞いてくれるときがある	7人	27%
3 決まった時間や機会はないが、自分から施設職員に言えば聞いてもらえる	18人	69%
4 決まった時間や機会はなく、自分から施設職員に声をかけても聞いてくれない	1人	3%
5 その他	1人	3%

(N=26 重複あるため、%の合計は100にならない)

自由意見

- ・施設のルールを緩めてほしいという希望
- ・欲しいものへの希望
- ・プライバシー面
- ・職員や他児童との関係等

- ・児童相談所や施設は子どもの意見表明できる場について説明、提供していますが、権利ノートなど子どもの認識が低い取組があり、児童相談所や施設と子どもの受け止めにギャップがあります。
- ・施設のルールについて、子どもの意見を聞いてほしいという意見があります。
- ・子どもが意見や考えを聞いてほしい時に、自分から話すことで聞いてもらえていた子どもが多く、施設職員や里親と子どもの間で、一定程度の信頼関係が築けているといえます。

【施策の方向性・展開】

社会的養育を必要とする子どもに対し、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利擁護と意見表明に配慮した取組に務めます。

(1) 意見表明権の説明

- ・子どもを権利の主体として、子どもの年齢や発達段階に応じて意見を聞き取る取組を進めます。
- ・子どもの権利擁護に関して社会福祉審議会や外部団体を活用する仕組みについて検討します。
- ・児童相談所において、一時保護の子ども及び施設入所や里親委託の措置が必要な子どもに対し、自身の一時保護や措置の経過について丁寧に説明するよう努めるとともに、当事者の意見が反映される仕組みを検討します。
- ・子どもに対し、権利ノートや第三者委員会など、意見表明ができる仕組みについて子どもの成長に応じて入所時だけでなく、様々な機会を捉えて子どもが理解できるよう丁寧な説明に努めます。

(2) 意見表明の機会の保障

- ・施設のルールづくりに子どもの意見を反映させるなど、子どもの意見表明に配慮した各施設の取組を支援します。
- ・里親委託や施設入所している子どもの、委託後の支援計画について子どもの意見が反映されるよう努めます。
- ・里親や施設が子どもとの信頼関係に基づいた支援を行うことができるよう、里親や施設職員の専門性の向上に努めます。

3 社会的養育の各分野

(1) 地域における社会的養育推進のための取組支援

市町村は、子どもの最も身近な場所における福祉に関する支援を行います。地域における子ども家庭の支援が充実していると、代替養育に至ることを防止できるという観点からも、地域での支援は重要です。

「新しい社会的養育ビジョン」では、子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮してすべての子ども家庭を支援するために、身近な市町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図らなければならないとされています。

【現状と課題】

- ・社会的養育関連事業には下表のようなものがありますが、実施市町村が少ないものもあります。

地域における支援体制	設置（事業実施）市町村数
市町村要保護児童対策地域協議会	30 市町村（新潟市を含む全市町村）
子ども家庭総合支援拠点	10 市町
子育て世代包括支援センター	15 市町（新潟市を含む）
H26 年度から H30 年度の5年間で母子生活支援施設を利用したことのあ る市町村数	16 市町（新潟市を含む）
養育支援訪問事業	19 市町村（新潟市を含む）
子育て短期支援事業	2 市（新潟市を含む）
児童家庭支援センター	なし

(R1. 10 月時点)

- ・市町村では、相談体制整備において、人材確保・育成に苦慮しています。
- ・子ども家庭総合支援拠点については、国は令和4年度末までに全市町村での設置を目標としています。
- ・子育て世代包括支援センターについては、国は令和2年度末までに全市町村での設置を目標としています。
- ・児童家庭支援センターは、本県では未設置です。
- ・母子生活支援施設の利用は多くなく、理由として、母子生活支援施設を利用するにあたり、入所手続きの煩雑さや支援のノウハウの蓄積不足を課題とする市町村がみられます。
- ・市町村による支援サービスの提供状況には、ばらつきがあります。

【施策の方向性・展開】

- ・相談体制を整備できるよう、市町村の専門職配置を促すとともに、必要な研修を実施します。
- ・市町村に対し、代替養育に至ることの防止や、地域の里親家庭への支援などにおける、子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センター、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業の必要性を周知し、先進的な取組事例などの情報提供を行うことにより、設置や取組を促進します。
- ・事例への対応については、児童相談所から市町村へ技術的助言を引き続き行い、市町村の専門性の向上を促します。
- ・児童家庭支援センター設置に取り組む法人等を支援します。
- ・母子生活支援施設は地域の重要な資源になり得るため、有効に活用される方法を検討します。

新潟県社会的養育推進計画の策定に向けた市町村実施状況等調査結果（抜粋）

		市町村数
子ども家庭総合支援拠点設置に向けた課題 (複数回答)	職員配置基準	14
	設備基準	5
	その他	6
子育て世代包括支援センター設置に向けた課題 (複数回答)	職員配置基準	5
	その他	7
	無回答	4
母子生活支援施設の利用上の課題 (複数回答)	関係部署との連携	5
	支援上の課題	5
	施設数が少なく遠方	4
	入退所の基準	3
	予算の確保	2
子育て短期支援事業の実施に向けた課題 (複数回答)	実施する施設についての課題	15
	ニーズの把握についての課題	9
	人員の課題	6
	財源の課題	3

R1.10 新潟県調べ 上記「市町村」は新潟市も含む

(2) 里親委託の推進

平成 28 年の児童福祉法改正で、国や地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭での養育が困難な場合には、できる限り家庭と同様の環境における子どもの養育を推進することが定められました。

このことを踏まえ、より家庭的な環境である里親委託を推進することが求められています。

また、子どものパーマネンシー保障において、特別養子縁組も重要な選択肢として考えられます。

【現状と課題】

① 里親委託

項目	数値・割合	時点
里親等委託率	44.8% 47 都道府県中 1 位 〔 県 : 40.0% 新潟市 : 55.9% 〕	平成 31 年 3 月末 (厚生労働省資料より)
児童人口 1 万人あたりの委託児童数	3.74 人 (全国平均 3.20 人) 47 都道府県中 18 位 〔 県 : 3.88 人 新潟市 : 3.47 人 〕	平成 27 年度末 (国勢調査と福祉行政報告例から新潟県が算出)
委託を受けている里親の割合	43.9% 〔 県 : 41.1%、市 : 49.4% 〕 登録里親数 : 244 世帯 〔 県 : 163 世帯 新潟市 : 81 世帯 〕 受託里親数 : 107 世帯 〔 県 : 67 世帯 新潟市 : 40 世帯 〕	平成 31 年 4 月 1 日 (新潟県調べ)
乳児院や児童養護施設に入所している子どものうち里親委託が必要と思われる児童数	123 人 (調査対象児童数 : 176 人)	平成 30 年 10 月 (新潟県児童養護施設協議会調べ)
上記里親委託が必要と思われる子ども(123 人)のうち里親委託が可能と思われる児童数	32 人	平成 30 年 10 月 (新潟県児童養護施設協議会調べ)

- ・里親委託を推進するためには里親数が不足することが懸念されます。登録里親数を増やすことと併せて、より多くの里親に子どもを委託できるようにする必要があります。
- ・里親は、一時保護の委託先としても更なる活用が期待されます。
- ・子どもがよりよい環境で生活できるよう、里親養育の質の確保が必要です。
- ・フォスタリング機関（※）がなく、里親養育の支援の多くを児童相談所が担っています。しかし、児童相談所は増加する虐待相談対応等に追われ、十分な里親支援が困難です。
- ・里親の支援体制の充実を図るための里親支援専門相談員が配置されているのは1施設1名に留まっており、十分に機能を発揮できていません。

（※）フォスタリング機関とは

- 1 里親制度の啓発等を通じて里親登録の希望者を増やすためのリクルート
- 2 里親の養育力等のアセスメント
- 3 里親を対象とする研修の実施
- 4 子どもと里親の委託前のマッチング
- 5 里親養育への支援
- 6 里親委託措置解除後の支援

以上の里親に係る支援等を包括的に行う団体や施設のことをいいます。

② 特別養子縁組

- ・県内の特別養子縁組成立数は、毎年概ね10件未満で推移しています。

（参考）家庭裁判所における特別養子縁組の容認件数の推移について

家庭裁判所所在地	H23	H24	H25	H26	H27	H28
新潟	7	3	3	15	5	5

（出典）最高裁判所「司法統計」

- ・本県に養子縁組の民間あっせん機関がなく、また、養子縁組は子どもや保護者の背景など個別的な要因によるものも大きく、一律に特別養子縁組を進めることが難しいといえます。
- ・特別養子縁組は令和元年の民法等の一部を改正する法律の成立により、養子候補者の上限年齢が原則6歳未満から、原則15歳未満に引き上げられ、審判手続きも二段階手続き（「特別養子適格の確認の審判」「特別養子縁組成立の審判」）が導入されるなど、特別養子縁組制度の利用促進が期待されています。

【施策の方向性・展開】

① 里親委託の推進

- ・里親委託を一層推進するために、登録里親数の増加に向けた普及啓発、里親養育を支援する体制の強化、里親養育の質を確保する（専門性を持った里親を増やす）ための取組の強化を施設や里親会（※）と連携しながら進めます。
- ・里親による養育の質の向上のために、法定研修のみならず、里親同士の交流や任意の研修開催など、里親同士で高め合える場を提供します。
- ・より多くの里親に子どもを委託することができるよう、効果的な研修を実施するとともに、一時保護や家庭生活体験事業などで、里親が子どもと関わる機会を増やすよう努めます。
- ・里親養育を包括的に支援するため、児童相談所の体制強化を図ることと併せて、フォスターリング機関の設置に向けて取り組みます。
- ・施設と連携・調整しながら里親支援専門相談員の配置を促進します。

② 特別養子縁組

- ・児童相談所において、特別養子縁組を子どものパーマネンシーを保障する重要な選択肢の一つとして検討するとともに、子どもや保護者、里親等関係者に適切に情報提供します。

（※）里親会とは

- ・里親制度の普及啓発活動、研修会の実施、里親同士の情報交換やコミュニケーションの場の提供等により、里親を支援する団体です。
- ・経験のある里親が、他の里親の養育を支えるという活動は、里親の養育の質の向上にとって有益なものです。

(3) 施設の小規模化・地域分散化、多機能化、高機能化の取組への支援

平成 28 年の児童福祉法改正により、家庭養育優先の原則が示され、施設において養育する場合でも、一般家庭に近い生活環境を提供することが求められています。そのため、「新しい社会的養育ビジョン」では、施設の小規模化や地域分散化などの方向性が示されています。

また、施設が培ってきた豊富な経験を、在宅支援や里親支援などの社会的養育を充実・強化するための地域社会における重要な資源として活用できるよう、施設の多機能化が求められています。

さらに、施設では、虐待を受けたことがある子どもや発達に課題のある子ども、何らかの疾病等により服薬している子どもの割合が増えるなど、子どもの抱える課題は複雑化しており、その解決は困難化しているため、適切に対応するための施設養育の高機能化も求められています。

【現状と課題】

① 施設の小規模化・地域分散化について

- ・平成 28 年 3 月に策定した新潟県家庭的養護推進計画で示した当時と現状を比較すると、グループホーム等、小規模化・地域分散化された養育の場に措置された子ども数は増加しています。また、里親等委託率も増えているため、施設養護の割合は相対的に減っています。
- ・入所している子どもや施設の実情に合わせた小規模化や地域分散化が必要です。

小規模化等の形の施設への措置児童数とその割合

平成 28 年 2 月（新潟県家庭的養護推進計画より）

	本体施設	本体小規模	グループホーム	施設養護 総数
措置児童数	179 人	12 人	22 人	213 人
割合	84%	16%		

令和元年 9 月

	本体施設	本体小規模	グループホーム	施設養護 総数
措置児童数	153 人	8 人	28 人	189 人
割合	81%	19%		

※数字はすべて県と新潟市の合計

施設養護の割合と里親等委託率（※）

（※）里親等委託率

措置児童数における里親及びファミリーホームへの委託児童数の割合

平成 28 年 2 月（新潟県家庭的養護推進計画より）

	施設養護	里親委託 (ファミリーホーム含む)	計
措置児童数	238 人	127 人	365 人
割合	65.2%	34.8%	

令和元年 9 月

	施設養護	里親委託 (ファミリーホーム含む)	計
措置児童数	216 人	144 人	360 人
割合	60.0%	40.0%	

※数字はすべて県と新潟市の合計

② 施設の多機能化について

- ・ 児童養護施設や乳児院では、入所措置の受入れのほか、児童相談所による一時保護を多く受け入れています（平成 30 年度福祉行政報告例：51 件、全一時保護委託の 26%）。
- ・ 里親委託の推進や地域支援としての里親支援の充実を図る里親支援専門相談員を配置している施設は 1 施設です。
- ・ 家庭環境上の理由により入所している子どもの保護者等に対し、相談援助等の支援を行い、入所児童の早期退所を促進し、親子関係の再構築等を図る家庭支援専門相談員は全施設に配置されていますが、専任で配置しているのは 1 施設です。
- ・ 児童養護施設や乳児院の他、母子生活支援施設や児童自立支援施設などの児童福祉施設は、これまでのノウハウを活かして地域の子育て支援に寄与することなどができる重要な社会資源ですが、現状では、子育て短期支援事業（ショートステイ）の受け手になっている施設は 2 か所のみです。

③ 施設の高機能化について

- ・ 県内の乳児院と児童養護施設に入所中の子どものうち、75%の子どもが発達面での課題や障害を抱えています。

発達面での課題や障害を抱えている子どもの割合	
状態	割合
診断がついている	49.4%
診断はついていないが傾向がある（各施設所感）	25.6%
診断はついておらず傾向もない	25.0%

※診断は、身体障害、知的障害、自閉症などの発達障害、その他精神障害など

新潟県児童養護施設協議会調べ

- ・ 子どもに対して、必要に応じて心理療法を実施する心理療法担当職員を配置している施設は 5 施設です。
- ・ 県内に児童心理治療施設がないことから、児童養護施設や児童自立支援施設がその役割を担っている面があります。
- ・ 障害児入所施設においても、虐待などの家庭の養護の問題を理由に入所している子どもが増加しており、社会的養護の受け皿の一部となっています。
- ・ 体制を充実させるための人材の確保や育成が必要です。

④ その他

- ・国は、各施設に対しても、県の計画を踏まえて、多機能化、高機能、小規模かつ地域分散化について、積極的に検討・計画し取り組むことを求めています。
- ・施設が取り組みを進めるためには、措置費等、国による今後の支援策の拡充内容が明らかにされる必要があります。

【施策の方向性・展開】

- ・家庭的な雰囲気の中で、個別的な関わりによるきめ細やかなケアを提供し、また、将来の自立に向けて地域での家庭生活を体験することが重要であることから、施設の実情に合わせた本体施設の小規模化及びグループホーム等の整備を促します。
- ・多様な入所児童に配慮した養育を行うことができるよう、社会的養護のニーズや施設の実情に合わせた多機能化、高機能化の取組を促します。
- ・小規模化等により設置された分園での養育を支えるため、本体施設の機能強化、多機能化、職員の育成等への取組を促します。
- ・子どもの状況により、障害児入所施設の利用についても適切に判断して対応します。
- ・児童心理治療施設など、専門的なケアを行う施設の機能の必要性については、社会的養護のニーズを引き続き調査した上で検討します。
- ・職員体制、措置費の保護単価、社会的養護関係施設の在り方など、国レベルの検討が必要な事柄については、働きかけを行います。
- ・施設が小規模化・地域分散化、多機能化、高機能化に取り組めるよう、必要な情報提供等により支援します。

(4) 社会的養護下で育つ子どもの自立支援

里親委託や施設入所など経験した子どもの自立（地域生活移行）に当たっては、子どもの状況に応じた各種支援を検討し、実施することが自立後の円滑な生活を継続するためには重要であり、児童相談所を含め、自立後を想定した取組を進める必要があります。

また、子どものパーマネンシー保障において特別養子縁組も重要な選択肢として考えられます。

【現状と課題】

① 生活・学習支援

- ・里親及び施設が中心となりアフターケアによる生活支援を行っています。
- ・児童養護施設の子どもの進学率は、県内の一般の中高生と比較して低い状況にあり、学習意欲の向上や、進学後の生活を支える支援が求められています。

(参考) 児童養護施設の子どもの進学率

中学卒業後の進学率	県内児童養護施設 ※1	91.70%
	県内中学校 ※2	99.60%
高校卒業後の進学率	県内児童養護施設 ※1	16.70%
	県内高等学校 ※2	72.50%

※1 厚生労働省調べ（平成30年5月1日現在）

※2 文部科学省平成30年度学校基本調査

- ・社会的養護を経験した子どもが自立後に生活面・経済面等で困難を抱える事例も少なくありません。
- ・以下の事業を実施することにより、進学や就職への円滑な移行を支援しています。

法的支援：未成年後見人支援事業、身元保証人確保対策事業

経済的支援：社会的養護自立支援事業等補助金、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

- ・本県には自立援助ホームが2カ所設置されています。

② 子どもへのアンケート

- ・社会的養護からの自立に向けた支援について意見を聞くために、里親委託を経験した子ども、または施設を退所した子どもを対象にアンケート調査を実施しました。

(アンケート調査抜粋)

社会的養護を経験した子ども		
配布数	回答数	回収率 (%)
11	6	54.5%

(※ 児童養護施設及び児童相談所に施設退所後または里親委託を経験した子どもの推薦とアンケートの趣旨の説明を依頼し、同意の意思があった子どもを対象に送付)

質問 施設を退所し・里親さんの家を離れ、社会に出ることに備えて、どのようなサポートがあれば安心して退所し、地域で暮らせるとお考えですか。(自由記載)

- ・お金のことや親のことがはっきりしていると安心できる。
- ・すぐ相談できるように近くにサポートしてくれる人がいると良い。
- ・金銭面のサポート。
- ・アルバイトや調理などの実体験。

- ・アンケートの結果、自立に向けて相談できる相手や経済的な支援について体制を整えることや、アルバイトや調理などを措置解除前に体験することが求められています。

【施策の方向性・展開】

社会的養護下で育つ子どもが、里親の元や施設で生活をしている間に地域での生活に向けた力を養えるよう支援するとともに、里親の元を離れたり施設を退所した後に必要な各種制度の活用と丁寧なアフターフォローをすることにより、継続的な支援に努めます。

① 自立支援

- ・里親委託や施設入所の措置解除の前に、社会生活で役立つ経験が積めるよう支援に努めます。
- ・自立に際し、活用できる制度（未成年後見人支援事業、身元保証人確保対策事業、社会的養護自立支援事業等補助金、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業）について周知し、利用促進を図ります。
- ・措置解除後の適切な支援体制を整えられるよう、児童相談所、施設、里親等関係者が連携し、自立支援計画を策定します。

② 特別養子縁組（再掲）

- ・児童相談所において、特別養子縁組を子どものパーマネンシーを保障する重要な選択肢の一つとして検討するとともに、子どもや保護者、里親等関係者に適切に情報提供します。

(5) 一時保護改革

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものです。また、その期間中に生活場面で子どもと関わり寄り添いながら、子どもや家庭に対する支援内容を検討し方針を定めるためのものでもあります。子どもをその養育環境から分離するものであり、社会的養護（代替養育）の場という性格も持つと同時に、子どもにとっては精神的に大きな不安を伴うものとなります。このため、一時保護においては、子どもの権利擁護が図られ、一人ひとりの状況に合わせた個別的な対応ができるよう、できる限り良好な家庭的環境で行われることが求められています。

【現状と課題】

① 一時保護の件数等

- ・ 県、新潟市ともに、一時保護の件数は近年大きく増加する傾向にあります。
- ・ 年齢や疾病の有無など子どもの状況や、一時保護所の定員の状況により、里親や児童福祉施設等に一時保護を委託する場合があります、一時保護全体の2割～3割を占めます。

一時保護件数の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
県	288	341	336	287	377	447
一時保護所	234	219	232	203	251	304
委託による保護	54	122	104	84	126	143
新潟市	128	181	194	246	260	301
一時保護所	103	146	155	186	209	249
委託による保護	25	35	39	60	51	52

② 一時保護における課題

(ア) 児童相談所の一時保護所

- ・ 年齢や保護理由が異なる子どもを、同じ場所で保護せざるを得ない状況があり、子どもにとって安全な環境を確保することが困難になってきています。
- ・ 個別対応が必要な子どもが増えているため、各児童相談所では定員どおりの人数を保護できないことが度々生じています。また、定員や居室数の少なさや、建物の構造における安全確保の課題が指摘されています。

児童相談所一時保護所の状況

	定員	居室数	所管人口
中央児童相談所	30	9	602,472
長岡児童相談所	8	3	617,287
上越児童相談所	12	3	274,348
新潟市児童相談所	23	13	810,157

(中央+新発田)

(長岡+南魚沼)

※人口は H27 国勢調査による

- ・男女別の浴室や静養室などが整備されていない一時保護所があり、子どものプライバシーの保護等が不十分です。
- ・軽い運動など体を動かすことができるスペースが不十分です。
- ・基本的に在籍している学校に通うことが難しくなるため、学習の機会を十分確保する必要があります。

(イ) 委託による一時保護における課題

- ・一時保護は緊急に行われることも多く、施設で受け入れるための人員体制の確保が困難なことがあります。
- ・一時保護は短期間での出入りとなるため、他の子どもへの影響等に配慮が必要です。
- ・一時保護は子どもについて十分な情報がないまま行われることが多く、委託先に里親家庭を選択する場合は、一定程度の養育経験や養育技術を考慮する必要があります。

(ウ) 共通の課題

- ・一時保護した子どもが安心して過ごすことができるためには、自分の意見を述べる機会の保障や、一時保護の理由等についての丁寧な説明が必要です。

③ 専門性の維持・向上

- ・困難事例への対応、子どもの権利擁護、安全面への配慮のために、研修等による専門性の向上や職員体制の強化が必要です。
- ・現在、一部の児童相談所では自主的に一時保護所の自己評価等に取り組んでいますが、第三者評価の受審実績はありません。

【施策の方向性・展開】

現状の課題解決のため、国が示した一時保護ガイドラインの内容も踏まえ、以下のとおり一時保護の実施体制の充実・強化に努めます。

① 児童相談所の一時保護所

(ア) 環境面の整備

- ・一時保護件数及び所管人口等に見合った定員の確保に努めます。
- ・個別対応ができる居室数や男女別の浴室、運動できるスペースなど、子どもの権利擁護、プライバシーの確保、より家庭的な環境及び安全面に配慮した環境の整備に努めます。

(イ) 専門性の維持・向上等

- ・個別的対応や子どもの権利擁護、安全面への配慮が可能な体制構築のため、職員の研修等による専門性の向上や必要な職員数の確保に努めます。
- ・自己評価の実施や第三者評価の受審などにより、質の確保に努めます。

② 一時保護委託

- ・個別的対応やより家庭的な環境での保護の実施のため、子どもの状況に応じて、里親や児童福祉施設等を活用した一時保護委託を実施します。
- ・一時保護委託先となる里親や児童福祉施設の受入れ体制の整備を支援し、委託先の確保に努めます。

③ 子どもの権利擁護

- ・子どもが自らの意見を述べることができるよう、機会の確保に努めます。また、保護の理由や支援の方針等について、子どもの年齢や理解度に応じて、丁寧に説明します。
- ・一時保護所での学習の機会を保障するため、学習支援の担当職員による支援を行います。また、子どもの状況に応じて、里親や施設等を活用することにより、可能な限り登校を継続できるよう配慮します。

4 児童相談所の体制強化

平成 28 年の児童福祉法改正においては、里親支援など社会的養育に関わる業務が児童相談所の業務として明記されました。里親委託については、包括的な支援機関の設置など、外部への委託も進められていますが、施設入所や里親委託措置及び措置後の支援など、社会的養育における児童相談所の役割は大きく、社会的養育の充実のためには、児童相談所の体制強化は不可欠です。

【現状と課題】

(1) 人員面の課題

- ・児童虐待相談対応件数をはじめとする相談件数は増加を続けており、当面はこの傾向が続くと見込まれます。
- ・相談件数に見合う人員の確保、国の強化プランや法定の基準を満たすための人員確保が必要です。

児童相談所職員配置にかかる法定の基準（令和 2 年 1 月現在）

児童福祉司	①及び②の合計 各児童相談所ごとの算出① ・人口 3 万人に 1 人（R4. 4 までの経過措置あり） ・里親担当 1 人（R4. 4 までの経過措置あり） ・前々年度の児童虐待相談対応件数に応じた加算 全県単位② ・市町村担当 1 人/30 市町村（R4. 4 までの経過措置あり）
児童心理司	・R1. 6 月の児童福祉法改正により、基準を政令で定めることとされた（施行日 R2. 4. 1）が、R2. 2 月現在、政令の改正は未実施。 ・児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）では、「2024（R6）年度までに、児童福祉司 2 人につき 1 人配置する」とされている。
医師・保健師	・R1. 6 月の児童福祉法改正により、「児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ 1 人以上含まなければならない」とされた（施行日 R4. 4. 1）。
弁護士	・R1. 6 月の児童福祉法改正により、「…法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、…弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行う」こととされた（施行日 R4. 4. 1）。

- ・社会的養護の受け皿となる里親や施設を支援するための体制強化が必要です。
- ・人員の確保と同時に、専門性の維持確保が必要です。
- ・児童虐待に関する県民や関係機関の意識の高まりを受けて、夜間休日における相談や通告、一時保護が増加しているため、これらに対応する体制の強化が必要です。

(2) 施設・設備面での課題

- ・相談件数の増加と職員数の増加に対応した相談室や執務環境の整備が必要です。
- ・子どもの権利擁護や相談ニーズに対応した一時保護所の環境整備が必要です。

(3) 関係機関との連携強化と市町村支援

- ・相談の複雑困難化を踏まえ、関係機関との連携と役割分担が一層必要です。
- ・平成30年度から令和元年度にかけて全国で発生した重大虐待死亡事例を教訓として、警察やDV防止対策関係機関との連携強化が求められています。
- ・子どもが家庭から離れなくてはならなくなることを予防し、地域での生活を継続できるよう支援する上で、市町村は重要な役割を果しているため、市町村の相談体制の整備への支援の強化が求められています。

【施策の方向性・展開】

- ・国のプランの目標や法定の基準を満たし、増加する相談に対応できるよう、児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、弁護士等の必要な人員の確保に取り組みます。
- ・研修やOJTによる人材育成に取り組み、児童虐待等の複雑困難化する相談ニーズに合わせた専門性の向上に取り組みます。併せて、児童相談所勤務経験者の適正な配置等による、組織としての専門性の維持向上に努めます。
- ・増加する相談に対応できる相談室や執務室の整備及び子どもの権利擁護やニーズに対応できる一時保護所の整備等に努めます。
- ・里親養育への支援や夜間休日の相談等への対応、市町村支援等を適切に行うことができるよう、一層の体制強化に取り組みます。
- ・要保護児童対策地域協議会の構成員をはじめとした関係機関との一層の連携強化に取り組みます。

第3章 指標

新潟県社会的養育推進計画指標一覧

項目	内容	目標値																																																						
		令和6年度末	令和11年度末																																																					
2	<p>子どもの権利擁護</p> <p>子どもへのアンケート調査 (権利ノート・第三者委員会の認知度向上)</p> <p>【現状：令和元年10月現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利ノートを知っている施設入所児童：8% ・権利ノートを知っている里親委託児童：50% ・第三者委員会を知っている施設入所児童：4% 	上昇させる	令和6年度末より 上昇させる																																																					
3 (1)	<p>地域における社会的養育 推進のための取組支援</p> <p>市町村子ども家庭総合支援拠点設置数 【現状：令和元年10月現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村子ども家庭総合支援拠点設置市町村：10市町 	全市町村																																																						
	<p>子育て世代包括支援センター設置数 【現状：令和元年10月現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センター設置市町村：15市町 	全市町村																																																						
3 (2)	<p>里親等委託率 【現状：平成31年3月末】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">里親等委託率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県全体</td> <td>44.8%</td> </tr> <tr> <td>新潟県</td> <td>40.0%</td> </tr> <tr> <td>新潟市</td> <td>55.9%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">県全体</th> <th colspan="2">里親等委託率</th> </tr> <tr> <th>3歳未満</th> <th>28%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>3歳以上～未就学児</td> <td>49%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>学童期以降</td> <td>44%</td> </tr> </tbody> </table>	里親等委託率		県全体	44.8%	新潟県	40.0%	新潟市	55.9%	県全体	里親等委託率		3歳未満	28%		3歳以上～未就学児	49%		学童期以降	44%	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和6年度末</th> <th>令和11年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県全体</td> <td>3歳未満</td> <td>53%</td> <td>61%</td> </tr> <tr> <td>3歳以上～未就学児</td> <td>70%</td> <td>77%</td> </tr> <tr> <td>学童期以降</td> <td>53%</td> <td>57%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">新潟県</td> <td>3歳未満</td> <td>41%</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>3歳以上～未就学児</td> <td>64%</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>学童期以降</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">新潟市</td> <td>3歳未満</td> <td>75%</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>3歳以上～未就学児</td> <td>85%</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>学童期以降</td> <td>60%</td> <td>75%</td> </tr> </tbody> </table>				令和6年度末	令和11年度末	県全体	3歳未満	53%	61%	3歳以上～未就学児	70%	77%	学童期以降	53%	57%	新潟県	3歳未満	41%	60%	3歳以上～未就学児	64%	75%	学童期以降	50%	50%	新潟市	3歳未満	75%	75%	3歳以上～未就学児	85%	85%	学童期以降	60%	75%
	里親等委託率																																																							
県全体	44.8%																																																							
新潟県	40.0%																																																							
新潟市	55.9%																																																							
県全体	里親等委託率																																																							
	3歳未満	28%																																																						
	3歳以上～未就学児	49%																																																						
	学童期以降	44%																																																						
		令和6年度末	令和11年度末																																																					
県全体	3歳未満	53%	61%																																																					
	3歳以上～未就学児	70%	77%																																																					
	学童期以降	53%	57%																																																					
新潟県	3歳未満	41%	60%																																																					
	3歳以上～未就学児	64%	75%																																																					
	学童期以降	50%	50%																																																					
新潟市	3歳未満	75%	75%																																																					
	3歳以上～未就学児	85%	85%																																																					
	学童期以降	60%	75%																																																					
	<p>里親登録数 【現状：平成31年3月末】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td>新潟県</td> <td>163世帯</td> </tr> <tr> <td>新潟市</td> <td>81世帯</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>244世帯</td> </tr> </tbody> </table>	新潟県	163世帯	新潟市	81世帯	合計	244世帯	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度末</th> <th>令和11年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県</td> <td>212世帯</td> <td>217世帯</td> </tr> <tr> <td>新潟市</td> <td>103世帯</td> <td>110世帯</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>315世帯</td> <td>327世帯</td> </tr> </tbody> </table>			令和6年度末	令和11年度末	新潟県	212世帯	217世帯	新潟市	103世帯	110世帯	合計	315世帯	327世帯																																			
新潟県	163世帯																																																							
新潟市	81世帯																																																							
合計	244世帯																																																							
	令和6年度末	令和11年度末																																																						
新潟県	212世帯	217世帯																																																						
新潟市	103世帯	110世帯																																																						
合計	315世帯	327世帯																																																						
3 (3)	<p>施設の小規模・地域分散化、高機能化、多機能化の取組への支援</p> <p>里親支援専門相談員の配置施設数 【現状：令和元年10月現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1施設 	増加させる	7施設																																																					
3 (4)	<p>社会的養護下で育つ子どもの自立支援</p> <p>児童養護施設入所児童の高校卒業後進学率 【現状：平成31年3月末】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内児童養護施設の児童の高校卒業後進学率：16.7% 	上昇させる	令和6年度末より 上昇させる																																																					
	<p>児童相談所が関与した特別養子縁組成立件数 【現状：平成31年3月末】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8件（新潟県：3件、新潟市5件） 	増加させる	令和6年度末より 増加させる																																																					
3 (5)	<p>一時保護改革</p> <p>一時保護所における第三者評価の実施 【現状：令和元年10月現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施している一時保護所なし 	増加させる	全一時保護所																																																					
4	<p>児童相談所の体制強化</p> <p>法定の基準を満たす児童福祉司・児童心理司の配置</p>	国の示す基準を満たすように配置する																																																						

